

佐野日本大学短期大学桜雅会会則

平成 4年3月14日制定
平成 6年9月 3日改正
平成 8年6月29日改正
平成29年4月 1日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、佐野日本大学短期大学桜雅会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と人格の高揚を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(本部の所在地)

第3条 本会は、佐野日本大学短期大学内に本部を置く。ただし、必要に応じて支部を設けることができる。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。
(1) 会報の発行。
(2) 会員名簿の発行。
(3) その他必要な事業。

第3章 会 員

(構成)

第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 3名
(3) 会計 2名
(4) 書記 2名
(5) 会計監査 2名
2. 本会に名誉会長を置くことができる。

(任務)

第6条 本会役員の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(3) 会計は、会計事務を処理する。
(4) 書記は、会議の記録を作成する。
(5) 会計監査は、会計を監査する。

(選任)

第7条 本会役員の選任は次のとおりとする。
(1) 会長は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。
(2) 副会長は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。
(3) 会計は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。
(4) 書記は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。
(5) 会計監査は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員)

第10条 代議員は、各期・各学科の卒業生の中から若干名を選出するものとする。

(会 議)

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 代議員総会…各期・各学科から選出された代議員によって構成され、年1回会長がこれを招集する。

(2) 役員会……第6条に定める役員によって構成され、会長がこれを招集する。

(議決)

第12条 本会の議決は、出席代議員の過半数以上の賛成をもって成立する。

(会則の改正・廃止)

第13条 本会会則の改正及び廃止は、代議員総会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第6章 会 計

(会費)

第14条 本会の会費は、終身会費10,000円とし、卒業時に納入するものとする。ただし、本会が必要と認めたときは、役員会の承認を得て臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則
この会則は、平成4年3月14日から施行する。

附 則
この会則は、平成6年9月3日から施行する。

附 則
この会則は、平成8年6月29日から施行する。